

第7回講義 債権譲渡Ⅱ・項目レジュメ (3)を除く)

- (1) (a) Xの請求の趣旨と請求原因
 - 代物弁済契約の性質：要物契約説 vs 諾成契約説
 - 債務者対抗要件または第三者対抗要件具備の必要性
 - 改正民法の立場
- (b) Yの主張可能な抗弁
 - 債権譲渡と債務者の抗弁
 - 瑕疵修補請求権の発生時期
 - 相殺の抗弁につき主張・立証が必要な事実
- (2) (a) XのZらに対する請求原因事実
 - β 債権は α 債権に付従(随伴)するか
 - 担保権的構成の場合の異同
 - 終期の定めのない包括的債権譲渡担保の有効性
 - 保証債務の付従性(随伴性)
- (b) Zらの主張可能な抗弁
 - 譲受人を特定しない事前の承諾の効力：参考判例②の射程
 - 保証人の対抗要件の抗弁の可否
 - 異議を留めない承諾の効力
 - β 債権の譲渡についての債務者対抗要件の抗弁の可否
 - 担保権的構成と権利移転的構成の異動
 - ZらのAに対する包括的承諾のXに対する効力
 - 異議を留めない承諾前の原因に基づく抗弁の対抗の可否
 - 判例 vs 有力説
 - 債権譲渡の通知以前の原因に基づく抗弁の可否
 - 主たる債務者の異議を留めない承諾の保証人の責任への影響
 - 主たる債務者の抗弁と保証人の責任